

定は、内国法人である信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項において「内国信託会社」という。）が、その引き受けた証券投資信託（国内にある営業所に信託されたものに限る。）の信託財産に属する公社債、合同運用信託、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権、社債的受益権、株式又は出資（以下この項において「公社債等」という。）につき国内において第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等（以下この条において「利子等」という。）又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等（以下この条において「配当等」という。）の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の登載を受けている場合には、当該公社債等についてその登載を受けている期間内に支払われる当該利子等又は配当等については、適用しない。

2 第七条第一項第四号及び前二条の規定は、内国信託会社が、その引き受けた第十三条第三項第二号（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する退職年金等信託（国内にある営業所に信託されたものに限る。）の信託財産に属する公社債、合同運用信託、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権、社債的受益権、株式、出資又は匿名組合契約に基づく権利（以下この項において「公社債等」という。）につき国内において利子等、配当等又は第二百七十四条第九号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる利益の分配の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の登載を受けている場合には、当該公社債等についてその登載を受けている期間内に支払われる当該利子等又は配当等については、適用しない。

- 一 その信託会社が引き受けた証券投資信託又は特定目的信託（信託された資産の流動化に関する法律第二条第一項（定義）に規定する特定資産が主として有価証券であるものとして政令で定めるものに限る。）
- 二 法人税法第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、労働者財産形成給付契約若しくは労働者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二十八条第三項（基金の業務）若しくは第二百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約又はこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託

3| 内国法人がその引き受けた第十三条第三項第一号に規定する集団投資信託(国内にある営業所に信託されたものに限る。以下この条において「集団投資信託」という。)の信託財産について納付した所得税(外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものを含む。次項において同じ。)の額は、政令で定めるところにより、当該集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除する。

4| 前項の規定により控除すべき集団投資信託の信託財産について納付した所得税の額は、当該集団投資信託の収益の分配の額の計算上、当該収益の分配の額に加算する。

(国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例)  
第一百八十条 第七条第一項第五号(外国法人の課税所得の範囲)及び前二条の規定は、次の各号に掲げる法人で政令で定める要件を備えているもののうち当該各号に定める国内源泉所得の支払を受けるものが、政令で定めるところにより、当該支払を受けるものが当該要件を備えていること及びその支払を受けることとなる国内源泉所得が当該各号に定める国内源泉所得に該当することにつきその法人税の納税地の所轄税務署長(以下この条において「所轄税務署長」という。)の証明書の交付を受け、その証明書を当該国内源泉所得の支払をする者に提示した場合には、その証明書が効力を有している間に支払を受ける当該国内源泉所得については、適用しない。

一 法人税法第一百四十二条第一号(国内に恒久的施設を有する外国法人)に掲げる外国法人に該当する法人(第一百六十一条第一号の二(国内源泉所得)に規定する組合契約を締結している組合員(これに類する者で政令で定めるものを含む。)である法人(以下この項において「組合員である法人」という。)にあつては、政令で定めるものに限る。)第一百六十一条第一号の二から第三号まで、第六号、第七号、第九号又は第十号に掲げる国内源泉所得(同条第一号の三に規定する対価にあつては、第十三条第一項ただし書(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)に規定する信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に帰せられるものに係るものに限る。)

2| 信託会社がその引き受けた合同運用信託又は投資信託(法人税法第二条第二十九号の三イ(定義)に掲げるものを除く。以下この条において「特定投資信託以外の投資信託」という。)の信託財産について納付した所得税(外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものを含む。次項において同じ。)の額は、政令で定めるところにより、当該合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除する。

3| 前項の規定により控除すべき合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の信託財産について納付した所得税の額は、当該合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の収益の分配の額の計算上、当該収益の分配の額に加算する。

(国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例)  
第一百八十条 同 上

一 法人税法第一百四十二条第一号(国内に恒久的施設を有する外国法人)に掲げる外国法人に該当する法人(第一百六十一条第一号の二(国内源泉所得)に規定する組合契約を締結している組合員(これに類する者で政令で定めるものを含む。)である法人(以下この項において「組合員である法人」という。)にあつては、政令で定めるものに限る。)第一百六十一条第一号の二から第三号まで、第六号、第七号、第九号又は第十号に掲げる国内源泉所得(同条第一号の三に規定する対価にあつては、第十三条第一項ただし書(信託財産に属する資産及び支出の帰属)に規定する信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に帰せられるものに係るものに限る。)

(信託財産に係る利子等の課税の特例)

第一百八十条の二 第七条第一項第五号(外国法人の課税所得の範囲)、第一百七十八条

（外国法人に係る所得税の課税標準）及び第一百七十九条（外国法人に係る所得税の税率）の規定は、外国法人である信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項において「外国信託会社」という。）が、その引き受けた第一百七十六条第一項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する証券投資信託の信託財産に属する同項に規定する公社債等につき第一百六十一号第四号（同号口を除く。）又は第五号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の登載を受けている場合には、当該公社債等についてその登載を受けている期間内に支払われる当該国内源泉所得については、適用しない。

2 第七条第一項第五号、第一百七十八条及び第一百七十九条の規定は、外国信託会社が、その引き受けた第一百七十六条第二項に規定する退職年金等信託の信託財産に属する同項に規定する公社債等につき第一百六十一条第四号（同号口を除く。）、「第五号又は第十二号に掲げる国内源泉所得の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の登載を受けている場合には、当該公社債等についてその登載を受けている期間内に支払われる当該国内源泉所得については、適用しない。

3 外国法人がその引き受けた集団投資信託（第一百七十六条第三項に規定する集団

投資信託）をいう。以下この条において同じ。）の信託財産について納付した所得税（外国の法令により課される所得税に相当する税で同項に規定する政令で定めるものを含む。次項において同じ。）の額は、政令で定めるところにより、当該集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除する。

(信託財産に係る利子等の課税の特例)

第一百八十条の二

第七条第一項第五号(外国法人の課税所得の範囲)、第一百七十八条

（外国法人に係る所得税の課税標準）及び第一百七十九条（外国法人に係る所得税の税率）の規定は、外国法人である信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項において同じ。）が、第一百七十六条第一項各号（信託財産に係る利子等の課税の特例）に掲げる信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に属する公社債等（同項に規定する公社債等をいう。以下この項において同じ。）につき第一百六十一条第四号（同号口を除く。）又は第五号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の登載を受けている場合には、当該公社債等についてその登載を受けている期間内に支払われる当該国内源泉所得については、適用しない。

2 外国法人である信託会社がその引き受けた合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託（第一百七十六条第二項に規定する特定投資信託以外の投資信託）をいう。

。以下この条において同じ。）で国内にある営業所に信託されたものの信託財産について納付した所得税（外国の法令により課される所得税に相当する税で同項に規定する政令で定めるものを含む。次項において同じ。）の額は、政令で定めることにより、当該合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除する。

4 前項の規定により控除すべき集団投資信託の信託財産について納付した所得税

の額は、当該集団投資信託の収益の分配の額の計算上、当該収益の分配の額に加算する。

(源泉徴収義務)

第一百八十二条 省略

2 配当等（投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）又は特定受益証券発行信託の収益の分配を除く。）については、支払の確定した日から一年を経過した日までにその支払がされない場合には、その一年を経過した日においてその支払があつたものとみなして、前項の規定を適用する。

(給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例)

第一百八十三条 省略

2 第一百九十四条から第一百九十六条までに規定する給与等の支払を受ける居住者は、これらの規定による申告書の提出の際に経由すべき給与等の支払者がその給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納稅地）の規定による納稅地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、当該申告書の提出に代えて、当該給与等の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるもの）を以て、第二百三条第四項（退職所得の受給に関する申告書）及び第二百三条の五第四項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）において同じ。により提供することができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第一項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

4 第二項の場合において、国税通則法第二百二十四条（書類提出者の氏名及び住所の記載等）の規定による氏名の記載及び押印については、同条の規定にかかわらず、氏名を明らかにする措置であつて財務省令で定めるものをもつて代えることができる。

5 第二項に規定する承認の手続、当該承認の取消しその他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(退職所得の受給に関する申告書)

(源泉徴収義務)

第一百八十二条 同上

2 配当等（投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）又は特定目的信託の収益の分配を除く。）については、支払の確定した日から一年を経過した日までにその支払がされない場合には、その一年を経過した日においてその支払があつたものとみなして、前項の規定を適用する。

(給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期の特例)

第一百八十三条 同上

信託財産について納付した所得税の額は、当該合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の収益の分配の額の計算上、当該収益の分配の額に加算する。

**第二百三条** 国内において退職手当等の支払を受ける居住者は、その支払を受ける

時までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納稅地）の規定による納稅地（第十八条第二項（納稅地の指定））の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納稅地。第四項において同じ。）の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき第二百二十六条第二項（源泉徴収票）の規定により交付される源泉徴収より交付される源泉徴収票を添付しなければならない。

一〇五 省略

2・3 省略

4 第一項の退職手当等の支払を受ける居住者は、同項の規定による申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払者がその退職手当等に係る所得税の第十七条の規定による納稅地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、当該申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

6 第百九十八条第四項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）の規定は、第四項の場合について準用する。

7 第四項に規定する承認の手続、当該承認の取消しその他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

8 省略

（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）

**第二百三条の五** 国内において公的年金等（第三十五条第三項第三号（公的年金等の定義）に掲げる年金その他政令で定めるものを除く。）の支払を受ける居住者は、その公的年金等の支払者から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等の支払者を経由して、その公的年金等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納稅地）の規定による納稅地（第十八条第二項（納稅地の指定））の規定による指定があつ

**第二百三条** 国内において退職手当等の支払を受ける居住者は、その支払を受ける

時までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納稅地）の規定による納稅地（第十八条第二項（納稅地の指定））の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納稅地（第十八条第二項（納稅地の指定））の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき第二百二十六条第二項（源泉徴収票）の規定により交付される源泉徴収票を添附しなければならない。

一〇五 同上

2・3 同上

4 同上

（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）

**第二百三条の五** 国内において公的年金等（第三十五条第三項第三号（公的年金等の定義）に掲げる年金その他政令で定めるものを除く。）の支払を受ける居住者は、その公的年金等の支払者から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等の支払者を経由して、その公的年金等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納稅地）の規定による納稅地（第十八条第二項（納稅地の指定））の規定による指定があつ

た場合には、その指定をされた納税地<sup>(第四項において同じ。)</sup>の所轄税務署長に提出しなければならない。

### 一〇六 省略

#### 2・3 省略

た場合には、その指定をされた納税地<sup>(第四項において同じ。)</sup>の所轄税務署長に提出しなければならない。

### 一〇六 同上

#### 2・3 同上

- 4 第一項の公的年金等の支払を受ける居住者は、同項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等の支払者がその公的年金等に係る所得税の第十七条の規定による納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 5 前項の規定がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

- 6 第百九十八条第四項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）の規定は、第四項の場合について準用する。

- 7 第四項に規定する承認の手続、当該承認の取消しその他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

#### 8 省略

#### （源泉徴収義務）

- 第二百十条 居住者に対し国内において匿名組合契約（これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。）に基づく利益の分配につき支払をする者は、その支払の際、その利益の分配について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

#### 4 同上

#### （源泉徴収義務）

- 第二百十二条 居住者に対し国内において匿名組合契約（これに準ずる契約を含む。）で政令で定めるものに基づく利益の分配につき支払をする者は、その支払の際、その利益の分配について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

#### （源泉徴収義務）

- 第二百十二条 非居住者に対し国内において第一百六十一条第一号の二から第十二号まで（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（その非居住者が第一百六十四条第一項第四号（国内に恒久的施設を有しない非居住者）に掲げる者である場合には第一百六十一条第一号の三から第十二号までに掲げるものに限るものとし、政令で定めるものを除く。）の支払をする者又は外国法人に対し国内において同条第一号の二から第七号まで若しくは第九号から第十二号までに掲げる国内源泉所得（その外國法人が法人税法第一百四十二条第四号（国内に恒久的施設を有しない外國法

人)に掲げる者である場合には第一百六十一條第一号の三から第七号まで又は第九号から第十二号までに掲げるものに限るものとし、第一百八十条第一項(国内に恒久的施設を有する外国法人の受けた国内源泉所得に係る課税の特例)又は第一百八十条の二第一項(若しくは第二項(信託財産に係る利子等の課税の特例))の規定に該当するもの及び政令で定めるものを除く。)の支払をする者は、その支払の際にこれらの国内、これらの国内源泉所得について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

## 2 省略

3 内国法人に対する国内において第一百七十四条各号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金(これらのうち第百七十六条第一項又は第二項(信託財産に係る利子等の課税の特例)の規定に該当するものを除く。)の支払をする者は、その支払の際に、当該利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

## 4・5 省略

### (利子、配当、償還金等の受領者の告知)

第二百二十四条 国内において第二十三条第一項(利子所得)又は第二十四条第一項(配当所得)に規定する利子等又は配当等(普通預金の利子その他他の政令で定めるもの、無記名の公社債の利子、無記名株式等の剩余金の配当(同項に規定する剩余金の配当をいう。次項において同じ。)並びに無記名の貸付信託、投資信託及び特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配を除く。以下この項において同じ。)につき支払を受ける者(法人税法別表第一(公共法人の表)に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)は、政令で定めるところにより、その利子等又は配当等につきその支払の確定する日までに、その者の氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあっては、財務省令で定める場所とする。以下この項において同じ。)を、その利子等又は配当等の支払をする者(これに準ずる者として政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)に告知しなければならない。この場合において、当該支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払をする者にその者の住民票の写し、法写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該支払をする者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は

人)に掲げる者である場合には第一百六十一條第一号の三から第七号まで又は第九号から第十二号までに掲げるものに限るものとし、第一百八十条第一項(国内に恒久的施設を有する外国法人の受けた国内源泉所得に係る課税の特例)又は第一百八十条の二第一項(信託財産に係る利子等の課税の特例)の規定に該当するもの及び政令で定めるものを除く。)の支払をする者は、その支払の際にこれらの国内源泉所得について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

## 2 同上

3 内国法人に対する国内において第一百七十四条各号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金(これらのうち第百七十六条第一項(信託財産に係る利子等の課税の特例)の規定に該当するものを除く。)の支払をする者は、その支払の際に、当該利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

## 4・5 同上

### (利子、配当、償還金等の受領者の告知)

第二百二十四条 国内において第二十三条第一項(利子所得)又は第二十四条第一項(配当所得)に規定する利子等又は配当等(普通預金の利子その他他の政令で定めるもの、無記名の公社債の利子、無記名の株式の剩余金の配当(同項に規定する剩余金の配当をいう。次項において同じ。)並びに無記名の貸付信託、投資信託及び特定目的信託の受益証券に係る収益の分配を除く。以下この項において同じ。)につき支払を受ける者(法人税法別表第一(公共法人の表)に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)は、政令で定めるところにより、その利子等又は配当等につきその支払の確定する日までに、その者の氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあっては、財務省令で定める場所とする。以下この項において同じ。)を、その利子等又は配当等の支払をする者(これに準ずる者として政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)に告知しなければならない。この場合において、当該支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払をする者にその者の住民票の写し、法写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該支払をする者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は

氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

- 2 国内において無記名の公社債の利子、無記名株式等の剩余金の配当又は無記名の貸付信託、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配につき支払を受ける者は、政令で定めるところにより、これらの受領に関する告知書を告知書を、その支払を受ける際、その支払の取扱者に提出しなければならない。この場合において、当該告知書を提出する者は、政令で定めるところにより、当該支払の取扱者にその者の前項に規定する書類を提示しなければならないものとし、当該支払の取扱者は、政令で定めるところにより、当該告知書に記載されている事項を当該書類により確認しなければならないものとする。

### 3-5 省略

#### (株式等の譲渡の対価の受領者の告知)

第二百二十四条の三 株式等の譲渡をした者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）で国内において次の各号に掲げる者からその株式等の譲渡の対価の支払を受けるものは、政令で定めるところにより、その支払を受けるべき時までに、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者については、財務省令で定める場所とする。以下この項において同じ。）を当該各号に掲げる者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。以下この項において「支払者」という。）に告知しなければならない。この場合において、その支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならぬものとし、当該支払者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

### 一 省略

二 その株式等の譲渡について売委託（次号に規定する株式等の競売についてのものを除く。）を受けた金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取扱業者又は同条第十一項に規定する登録金融機関

名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

- 2 国内において無記名の公社債の利子、無記名の株式の剩余金の配当又は無記名の貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益証券に係る収益の分配につき支払を受ける者は、政令で定めるところにより、これらの受領に関する告知書を、その支払を受ける際、その支払の取扱者に提出しなければならない。この場合において、当該告知書を提出する者は、政令で定めるところにより、当該支払の取扱者にその者の前項に規定する書類を提示しなければならぬものとし、当該支払の取扱者は、政令で定めるところにより、当該告知書に記載されている事項を当該書類により確認しなければならぬものとする。

### 3-5 同上

#### (株式等の譲渡の対価の受領者の告知)

第二百二十四条の三 株式等の譲渡をした者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）で国内において次の各号に掲げる者からその株式等の譲渡の対価の支払を受けるものは、政令で定めるところにより、その支払を受けるべき時までに、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者については、財務省令で定める場所とする。以下この項において同じ。）を当該各号に掲げる者（以下この項において「支払者」という。）に告知しなければならない。この場合において、その支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならぬものとし、当該支払者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならぬものとする。

### 一 同上

二 その株式等の譲渡について売委託（次号に規定する株式等の競売についてのものを除く。）を受けた証券取引法第二条第九項（定義）に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号（定義）に規定する外国証券会社をいう。）、銀行、協同組織金融機関（証券取引法第二条第八項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この号において同じ。）又は登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項（登録金融機関）に規定する登録金融機関をいい、銀行及び協同組織金融機関を除く。）

### 三 省略

2 前項に規定する株式等とは、次に掲げるもの（外国法人に係るもの）を含む。）

をいう。

一 株式（株主又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項（定義）に規定する投資主をいう。）となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。）

二～四 省略

五 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権

六 特定受益証券発行信託の受益権

3 省略

（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）

第二百二十四条の四 信託（第十三条第一項ただし書（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する團体投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託を除く。）の受益権（以下この条において「信託受益権」という。）の譲渡をした者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）で国内において次の各号に掲げられた者からその信託受益権の譲渡の対価の支払を受けるものは、政令で定めるところにより、その支払を受けるべき時までに、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあっては、財務省令で定める場所とする。以下この条において同じ。）を当該各号に掲げる者（以下この条において「支払者」という。）に告知しなければならない。この場合において、その支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該支払者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

2 同 上

一 株式（株主又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項（定義）に規定する投資主をいう。）となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。）

二～四 同上

五 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益証券

六 社債的受益証券（その信託契約に資産の流動化に関する法律第二百三十三条第四号（特定目的信託契約）に掲げる条件が付されている特定目的信託の同号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権に係る受益証券をいう。）以外の特定目的信託の受益証券

3 同上

（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）

第二百二十四条の四 信託（合同運用信託、投資信託、特定目的信託又は法人税法第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、労働者財産形成給付契約若しくは労働者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百一十八条第三項（基金の業務）若しくは第三百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託を除く。）の受益権（以下この条において「信託受益権」という。）の譲渡をした者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）で国内において次の各号に掲げる者からその信託受益権の譲渡の対価の支払を受けるものは、政令で定めるところにより、その支払を受けるべき時までに、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあって同じ。）を当該各号に掲げる者（以下この条において「支払者」という。）に告知しなければならない。この場合において、その支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該支払者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

## 一 省 略

二 その信託受益権の譲渡を受け、又はその譲渡について売委託を受けた金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者（同法第六十五条の五第二項（信託会社等の信託受益権の売買等を行う場合の準用）の規定により金融商品取引業者とみなされる者を含む。）又は同法第二条第十一項に規定する登録金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第四項（信託業務を営む金融機関が信託受益権売買等業務を営む場合の準用）の規定により登録金融機関とみなされる者を含む。）

## （支払調書及び支払通知書）

第二百二十五条 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払（第一号に規定する交付を含む。）に関する調書を、その支払（当該交付を含む。）の確定した日（第一号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名株式等の剩余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剩余金の配当をいう。）又は無記名の投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの並びに第七号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債に係る第二百二十四条第四項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）に規定する償還金に関するものについては、その支払をした日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十一日まで（第二号に規定する支払に関する調書並びに第八号に規定する支払に関する調書のうち第二号に規定する配当等及び第一百六十二条第一号の二（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得に関するものについては、その支払の確定した日から一月以内）に、税務署長に提出しなければならない。

一 居住者又は内国法人に対し国内において第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等の支払をする者（当該利子等のうち、国外において発行された公社債又は公募公社債等運用投資信託の受益権に係るもので居住者又は内国法人に対して支払われるものの国内における支払の取扱者を含む。）

二 居住者又は内国法人に対し国内において第二十四条第一項に規定する配当等

らないものとする。

## 一 同 上

二 その信託受益権の譲渡を受け、又はその譲渡について売委託を受けた信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第十一項（定義）に規定する信託受益権販売業者（同法第一百五条第二項（信託会社等の信託受益権販売業を営む場合の準用）（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四条第三項（信託業務を営む金融機関の信託受益権販売業を営む場合の準用）において準用する場合を含む。）の規定により信託受益権販売業者とみなされる者を含む。）

## （支払調書及び支払通知書）

第二百二十五条 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払（第一号に規定する交付を含む。）に関する調書を、その支払（当該交付を含む。）の確定した日（第一号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の株式の剩余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剩余金の配当をいう。）又は無記名の投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定目的信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの並びに第七号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債に係る第二百二十四条第四項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）に規定する償還金に関するものについては、その支払をした日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十一日まで（第二号に規定する支払に関する調書並びに第八号に規定する支払に関する調書のうち第二号に規定する配当等及び第一百六十二条第一号の二（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得に関するものについては、その支払の確定した日から一月以内）に、税務署長に提出しなければならない。

一 居住者又は内国法人に対し国内において第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等の支払をする者（当該利子等のうち、国外において発行された公社債又は公募公社債等運用投資信託の受益権に係るもので居住者又は内国法人に対して支払われるものの国内における支払の取扱者を含む。）

二 居住者又は内国法人に対し国内において第二十四条第一項に規定する配当等

支払われるものの国内における支払の取扱者を含む。) 権利の支払をする者(当該配当等のうち、国外において発行された投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)若しくは特定受益証券発行信託の受益権又は株式(資産の流動化に関する法律第二条第五項(定義)に規定する優先出資、公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を含む。)に係るもので居住者又は内国法人に対しても

卷之三十一

次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払に関する通知書を、その支払の確定した日（第一号に規定する支払に関する通知書のうち無記名の証券投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号に規定する支払に関する通知書のうち無記名株式等の配当に関するものについては、その支払をした日）から一月以内に、その支払を受ける者に交付しなければならない。

三十二 同上

次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払に関する通知書を、その支払の確定した日（第一号に規定する支払に関する通知書のうち無記名の証券投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号に規定する支払に関する通知書のうち無記名の株式の配当に関するものについては、その支払をした日）から一月以内に、その支払を受ける者に交付しなければならない。

一、二、三省略

前項に規定する支払をする者は、同項の規定による通知書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該支払を受ける者の承諾を得て、当該通知書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。次条第四項、第二百三十一項第二項（給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書）及び第二百四十二条（罰則）において同じ。）により提供することができる。ただし、当該支払を受ける者の請求があるときは、当該通知書を当該支払を受ける者に交付しなければならない。

前項本文の場合において、同項の支払をする者は、第二項の通知書を交付したものとみなします。

(源泉徵收票)

卷一百一十六 省略

卷之三

(源泉徴収票)  
第二百二十六条 同 上  
2・3 同 上

第二百二十六條 同上

第二百二十六條 同上

当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者の承諾を得て、当該源泉徴収票に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者の請求があるときは、

第一項の給与等の支払をする者は、同項の規定による源泉徴収票の交付に付て、政令で定めるところにより、当該給与等の支払を受ける者の承諾を得て、当該源泉徴収票に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法）その他情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。

第二百三十二条第二項（給与等の支払明細書）及び第二百四十二条（罰則）における

当該源泉徴収票を当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者に交付しなければならない。

5 前項本文の場合において、同項の給与等、退職手当等又は公的年金等の支払をする者は、第一項から第三項までの源泉徴収票を交付したものとみなす。

#### (信託の計算書)

第二百二十七条 信託（第十三条第一項ただし書（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託を除く。）の受託者は、財務省令で定めるところにより、その信託の計算書を、信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。以下この条において同じ。）については毎事業年度終了後一月以内に、信託会社以外の受託者については毎年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

#### (信託に関する計算書)

第二百二十七条 合同運用信託、投資信託、特定目的信託並びに法人税法第八十四条第三項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、労働者財産形成給付契約及び労働者財産形成基金給付契約並びに国民年金基金の締結した国民年金法第一百二十八条第三項（基金の業務）に規定する契約及び国民年金基金連合会の締結した同法第一百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約並びにこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託以外の信託の受託者は、財務省令で定めるところにより、その信託に関する計算書を、信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。以下この条において同じ。）については毎事業年度終了後一月以内に、信託会社以外の受託者については毎年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

#### (有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書)

第二百二十七条の二 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項（有限責任事業組合契約）に規定する有限責任事業組合契約によつて成立する同法第二条（定義）に規定する有限責任事業組合の業務を執行する同法第二十九条第三項（会計帳簿の作成及び保存）に規定する組合員又は投資事業有限責任組合契約による同法第二十九条第三項（定義）に規定する投資事業有限責任組合契約によつて成立する同法第二条第二項（定義）に規定する投資事業有限責任組合の業務を執行する無限責任組合員は、財務省令で定めるところにより、当該有限責任事業組合又は投資事業有限責任組合に係る各組合員（当該組合契約に定める計算期間の中途において脱退又は加入をした組合員を含む。）に生ずる利益の額又は損失の額につき、当該有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書を、当該計算期間の終了の日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

いて同じ。）により提供することができる。ただし、当該給与等の支払を受ける者の請求があるときは、当該源泉徴収票を当該給与等の支払を受ける者に交付しなければならない。

5 前項本文の場合において、同項の給与等の支払をする者は、第一項の源泉徴収票を交付したものとみなす。

#### (有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書)

第二百二十七条の二 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項（有限責任事業組合契約）に規定する有限責任事業組合契約（以下この条において「組合契約」という。）によつて成立する同法第二条（定義）に規定する有限責任事業組合の業務を執行する同法第二十九条第三項（会計帳簿の作成及び保存）に規定する組合員は、財務省令で定めるところにより、当該有限責任事業組合に係る各組合員（当該組合契約に定める計算期間の中途において脱退又は加入をした組合員を含む。）に生ずる利益の額又は損失の額につき、当該有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書を、当該計算期間の終了の日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

事業有限責任組合に係る組合員所得に関する計算書を、当該計算期間の終了日の属する年の翌年一月三十一日（当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が提出する場合には、同日又は政令で定める日のいずれか遅い日）までに、税務署長に提出しなければならない。

（名義人受領の配当所得等の調書）

第二百二十八条 業務に関連して他人のために名義人として第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等の支払を受ける者は、財務省令で定めるところにより、当該利子等又は配当等（第二百二十五条第一項（支払調書）に規定する調書又は前条に規定する計算書を提出するものを除く。）に関する調書を、その支払を受けた日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

2| 業務に関連して他人のために名義人として第二百二十四条の三第二項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する株式等の譲渡の対価（同条第三項に規定する金銭等を含む。以下この項において同じ。）の支払（同条第三項に規定する交付を含む。以下この項において同じ。）を受ける者は、財務省令で定めるところにより、当該株式等の譲渡の対価（第二百二十五条第一項に規定する調書又は前条に規定する計算書を提出するものを除く。）に関する調書を、その支払を受けた日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

3| 省略  
ない。

（支払調書等の提出の特例）

第二百二十八条の四 第二百二十五条第一項（支払調書）、第二百二十六条第一項から第三項まで（源泉徴収票）、第二百二十七条（信託の計算書）、第二百二十八条の二（有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書）、第二百二十九条第一項から第三項まで（名義人受領の配当所得等の調書）、第二百二十九条の二（新株予約権の行使に関する調書）又は前条の規定により提出するこれらの規定に規定する調書、源泉徴収票及び計算書（以下この条において「調書等」という。）は、当該調書等を提出すべき者が、政令で定めるところによりこれらの規定に規定する税務署長の承認を受けた場合には、当該調書等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「光ディスク等」という

（名義人受領の配当所得等の調書）

第二百二十八条 業務に関連して他人のために名義人として第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等の支払を受ける者は、財務省令で定めるところにより、当該利子等又は配当等（第二百二十五条第一項（支払調書）に規定する調書を提出するものを除く。）に関する調書を、その支払を受けた日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

2| 同上

（支払調書等の提出の特例）

第二百二十八条の四 第二百二十五条第一項（支払調書）、第二百二十六条第一項から第三項まで（源泉徴収票）、第二百二十七条（信託に関する計算書）、第二百二十九条の二（有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書）、第二百二十九条第一項若しくは第二項（名義人受領の配当所得等の調書）、第二百二十九条の二（新株予約権の行使に関する調書）又は前条の規定により提出するこれらの規定に規定する調書、源泉徴収票及び計算書（以下この条において「調書等」という。）は、当該調書等を提出すべき者が、政令で定めるところによりこれらの規定に規定する税務署長の承認を受けた場合には、当該調書等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「光ディスク等」という

。) の提出をもつて当該調書等の提出に代えることができる。この場合における第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで、第二百二十七条、第二百二十七条の二、第二百二十八条第一項から第三項まで、第二百二十八条の二並びに前条の規定並びに第二百三十四条第一項(当該職員の質問検査権)及び第二百四十二条(罰則)の規定の適用については、当該光ディスク等は、当該調書等とみなす。

(給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書)

第二百三十三条 省略

2 前項の給与等、退職手当等又は公的年金等の支払をする者は、同項の規定による給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者の承諾を得て、当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者の請求があるときは、当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書を当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者に交付しなければならない。

3 前項本文の場合において、同項の給与等、退職手当等又は公的年金等の支払をする者は、第一項の給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書を交付したものとみなす。

(当該職員の質問検査権)

第二百三十四条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第二項及び第二百四十二条第十号(罰則)において同じ。)その他の物件を検査することができる。

一 省略

二 第二百二十五条第一項(支払調書)に規定する調書、第二百二十六条第一項から第三項まで(源泉徴収票)に規定する源泉徴収票又は第二百二十七条から第二百二十八条の三まで(信託の計算書等)に規定する計算書若しくは調書を

いう。)の提出をもつて当該調書等の提出に代えることができる。この場合における第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで、第二百二十七条、第二百二十七条の二、第二百二十八条第一項及び第二项、第二百二十八条の二並びに前条の規定並びに第二百三十四条第一項(当該職員の質問検査権)及び第二百四十二条(罰則)の規定の適用については、当該光ディスク等は、当該調書等とみなす。

(給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書)

第二百三十三条 同上

2 前項の給与等の支払をする者は、同項の規定による給与等の支払明細書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該給与等の支払を受ける者の承諾を得て、当該給与等の支払明細書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、当該給与等の支払を受ける者の請求があるときは、当該給与等の支払明細書を当該給与等の支払を受ける者に交付しなければならない。

3 前項本文の場合において、同項の給与等の支払をする者は、第一項の給与等の支払明細書を交付したものとみなす。

(当該職員の質問検査権)

第二百三十四条 同上

二 第二百二十五条第一項(支払調書)に規定する調書、第二百二十六条第一項から第三項まで(源泉徴収票)に規定する源泉徴収票又は第二百二十七条から第二百二十八条の三まで(信託の計算書等)に規定する計算書若しくは

提出する義務がある者

三 省 略

2 省 略

第二百四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、第三号の規定に該当する者が同号に規定する所得税について第二百四十条（源泉徴収に係る所得税を納付しない罪）の規定に該当するに至つたときは、同条の例による。

一・四 省 略

五 第二百二十五条第一項（支払調書）に規定する調書、第二百二十六条第一項から第三項まで（源泉徴収票）に規定する源泉徴収票又は第二百二十七条から第二百二十八条の三まで（信託の計算書等）に規定する計算書若しくは調書をこれらの書類の提出期限までに税務署長に提出せず、又はこれらの書類に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出した者

六 第二百二十五条第二項に規定する通知書若しくは第二百二十六条第一項から第三項までに規定する源泉徴収票をこれらの書類の交付の期限までにこれらの規定に規定する支払を受ける者に交付せず、若しくはこれらの書類に偽りの記載をして当該支払を受ける者に交付した者又は第二百二十五条第三項若しくは第二百二十六条第四項の規定による電磁的方法により偽りの事項を提供した者

七 省 略

八 正当な理由がないのに第二百二十五条第三項ただし書、第二百二十六条第四項ただし書若しくは第二百三十一条第二項ただし書の規定による請求を拒み、又は第二百二十五条第三項ただし書に規定する通知書、第二百二十六条第四項ただし書に規定する源泉徴収票若しくは第二百三十一条第二項ただし書に規定する支払明細書に偽りの記載をしてこれらの規定に規定する支払を受ける者に交付し交付した者

九・十 省 略

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一條関係）

一 次の表に掲げる法人

提出する義務がある者

三 同 上

2 同 上

第二百四十二条 同 上

一・四 同 上

五 第二百二十五条第一項（支払調書）に規定する調書、第二百二十六条第一項から第三項まで（源泉徴収票）に規定する源泉徴収票又は第二百二十七条から第二百二十八条の三まで（信託に関する計算書等）に規定する計算書若しくは調書をこれらの書類の提出期限までに税務署長に提出せず、又はこれらの書類に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出した者

六 第二百二十五条第二項に規定する通知書若しくは第二百二十六条第一項から第三項までに規定する源泉徴収票をこれらの書類の交付の期限までにこれらの規定に規定する支払を受ける者に交付せず、若しくはこれらの書類に偽りの記載をして当該支払を受ける者に交付した者又は同条第四項の規定による電磁的方法により偽りの事項を提供した者

七 同 上

八 正当な理由がないのに第二百二十六条第四項ただし書若しくは第二百三十一条第二項ただし書の規定による請求を拒み、又は第二百二十六条第四項ただし書に規定する源泉徴収票若しくは第二百三十一条第二項ただし書に規定する支払明細書に偽りの記載をしてこれらの規定に規定する支払を受ける者に交付した者

九・十 同 上

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一條関係）

一 同 上

名 称

根 拠

法

名 称

根 拠

法

法

中小企業団体中央会 十一号)	省略	商工会 商工法（昭和三十五年法律第八十九号）											
中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八 十一号）	省略												

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	証券業協会 証券取引法									

							投資者保護基金	
農業共済組合連合会	農業共済組合	会員	認可金融商品取引業協会	日本郵政公社	日本放送協会	省略	独立行政法人（その資本の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの、國若しくは地方公共団体以外の者に対し利益若しくは剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないもの又はこれらに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法
	農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）		金融商品取引法	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）	放送法（昭和二十五年法律第百三十一号）	省略		金融商品取引法
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	投資者保護基金
							同上	証券取引法

							投資者保護基金	
同上	証券取引法							

省略	省略	省略	省略	省略
輸出組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	輸入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	輸出組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）	水先人会 水先法 保険業法 保険契約者保護機構

同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上

(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次

第一編 総則	第一章 通則(第一条～第三条)	第二章 納税義務者(第四条)	第二章の二 連結納税義務者(第四条の二～第四条の五)	第二章の二 連結納税義務者(第四条の二～第四条の五)
			法人課税信託(第四条の六～第四条の八)	法人課税信託(第四条の二～第四条の五)
			所得の帰属に関する通則(第十一条～第十二条)	課税所得等の範囲(第五条～第十条の二)
			事業年度等(第十三条～第十五条の二)	事業年度等(第十三条～第十五条の二)
		第六章 納税地(第十六条～第二十条)	同上	同上
第二編 内国法人の法人税	第一章 各事業年度の所得に対する法人税	第一節 課税標準及びその計算	第一款 課税標準(第二十一条)	第三章 課税所得等の範囲(第五条～第十条の三)
			各事業年度の所得の金額の計算の通則(第二十二～二十三条)	同上
		第三款 益金の額の計算	第一目 受取配当等(第二十三～二十四条)	第五章 事業年度等(第十三条～第十五条の二)
			第二目 資産の評価益(第二十五～二十六条)	第六章 同上
			第三目 還付金等(第二十六～二十八条)	同上
第四款 損金の額の計算	第一目 資産の評価及び償却費(第二十九～三十一条)	第一款 同上	第一目 同上	第二章 同上
	第二目 資産の評価損(第三十三～三十四条)	第二款 同上	第二目 同上	同上
	第三目 役員の給与等(第三十四～三十六条)	第三款 同上	第三目 同上	同上
	第四目 寄附金(第三十七～三十八条)	第四款 同上	第四目 同上	同上
第五目 租税公課等(第三十八～四十一条)	第一目 同上	第一目 同上	第一目 同上	第一編 同上
第六目 圧縮記帳(第四十二～五十一条)	第二目 同上	第二目 同上	第二目 同上	第二編 同上
第七目 引当金(第五十二～五十三条)	第三目 同上	第三目 同上	第三目 同上	第三章 同上
第七目の二 新株予約権を対価とする費用等(第五十四～五十五条)	第四目 同上	第四目 同上	第四目 同上	同上
第七目の三 不正行為等に係る費用等(第五十五～五十六条)	第五目 同上	第五目 同上	第五目 同上	同上
第八目 同上	第六目 同上	第六目 同上	第六目 同上	同上
第八目 繰越欠損金(第五十七～五十九条)	第七目 同上	第七目 同上	第七目 同上	同上
	第七目の二 同上			
	第七目の三 同上			
	第八目 同上			

目次

第一編 同上	第二章 同上	第二章の二 連結納税義務者(第四条の二～第四条の五)	第二章の二 連結納税義務者(第四条の二～第四条の五)
		同上	同上
		第三章 同上	第三章 課税所得等の範囲(第五条～第十条の三)
			同上
		第四章 同上	第四章 同上
			同上
		第五章 同上	第五章 事業年度等(第十三条～第十五条の二)
			同上
		第六章 同上	第六章 同上
第二編 内国法人の納税義務	第一章 同上	第一節 同上	第一節 同上
			第一款 同上
			第二款 同上
			第三款 同上
			第四款 同上
第一目 同上	第一目 同上	第一目 同上	第一目 同上
第二目 同上	第二目 同上	第二目 同上	第二目 同上
第三目 同上	第三目 同上	第三目 同上	第三目 同上
第四目 同上	第四目 同上	第四目 同上	第四目 同上
第五目 同上	第五目 同上	第五目 同上	第五目 同上
第六目 同上	第六目 同上	第六目 同上	第六目 同上
第七目 同上	第七目 同上	第七目 同上	第七目 同上
第七目の二 同上			
第七目の三 同上			
第八目 同上			

第九目	契約者配当等（第六十条・第六十条の二）
第十目	特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額（第六十条の三）
第一目	短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益（第六十一条）
第二目の二	有価証券の譲渡損益及び時価評価損益（第六十一条の二）
第五款	利益の額又は損失の額の計算（第六十一条の四）
第一目	デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額（第六十一条の五）
第三目	ヘッジ処理による利益額又は損失額の計上時期等（第六十一条の六・第六十一条の七）
第四目	外貨建取引の換算等（第六十一条の八・第六十一条の十）
第五目	連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益（第六十一条の十一・第六十一条の十二）
第六目	分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益（第六十一条の十三）
第六款	組織再編成に係る所得の金額の計算（第六十二条・第六十二条の九）
第七款	収益及び費用の帰属事業年度の特例（第六十三条・第六十四条）
第八款	リース取引（第六十四条の二）
第九款	法人課税信託に係る所得の金額の計算（第六十四条の三）
第十款	各事業年度の所得の金額の計算の細目（第六十五条）
第二節 税額の計算	
第一款 税率（第六十六条・第六十七条）	
第二款 税額控除（第六十八条・第七十条の二）	
第三節 申告、納付及び還付等	
第一款 中間申告（第七十一条・第七十三条）	第二節 同 上
第二款 確定申告（第七十四条・第七十五条の二）	第一款 同 上
第三款 納付（第七十六条・第七十七条）	第二款 同 上
第四款 還付（第七十八条・第八十条）	第三款 同 上
第五款 更正の請求の特例（第八十条の二）	第四款 同 上
第一章の二 各連結事業年度の連結所得に対する法人税	第五款 同 上
第一節 課税標準及びその計算	第一章の二 同 上

第九目	同 上
第十目	特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額（第六十一条）
第一目	有価証券の譲渡損益及び時価評価損益（第六十一条の二）
第二目の二	十一条の四
第五款	同 上
第一目	同 上
第三目	同 上
第四目	同 上
第五目	同 上
第六目	同 上
第六款	同 上
第七款	同 上
第八款	各事業年度の所得の金額の計算の細目（第六十五条）
第二節 同 上	
第一款 同 上	
第二款 同 上	
第三款 同 上	
第四款 同 上	
第五款 同 上	
第一章の二 同 上	
第一節 同 上	